

第 1 1 章 工事の手続

1 工事の申込（阿賀野市水道給水条例第 5 条）

給水装置工事の申込をしようとする者は、管理者が別に定める阿賀野市指定給水装置工事事業者の中から工事を施工させるものを選定し、工事の契約を行い、管理者に申し込むものとする。指定給水装置工事事業者は、次に掲げる書類のうち申込みに必要なすべての書類（給水装置工事の手引き等確認）を、申込者に説明の上作成し、その確認を得て提出するものとする。なお、不明な点等あるときは事前に協議することとする。

(1) 給水装置台帳（給水装置工事申込書）申込用、竣工用。

所定の用紙に申込者、指定給水装置工事事業者名及び必要な事項を記入し、押印したもの。

- ① 申込地、申込者の住所は番地まで記入するものとし、氏名は十分確認のうえ、ふりがなをつける。
- ② 申込者、分岐承諾等が法人の場合は、必ず法人の法人印及び代表者印を必要とする。

(2) 水理計算書

メータ口径φ40mm 以上及びアパート、3階建ての建築物に直結方式で給水する場合及び受水槽方式の場合のメータ口径決定、受水槽容量等の算出根拠を示すもの。その他給配水管への影響が大きいと考えられる場合に、圧力変化を算出したもの。

(3) 受水槽設置図及び受水槽以下の配管、系統図

受水槽の有効容量、吐水口空間、取付ける器具等が明示されているもの。及び受水槽以下の配管と直結配管の口径、それぞれの位置関係及び系統（直結、受水槽以下、消火用水等）関係を表したもの。

(4) 道路占用申請書

国道、県道、市道、河川、法定外公共物・国有地・国有水面等の公道等に給水管を布設する場合、それぞれの管理者に提出する申請書。

(5) その他、管理者が必要と認める書類

分岐承諾、布設同意等の念書など。

2 設計審査及び工事着手

設計審査及び工事着手は次に示すとおり行う。

- (1) 申込書の記載内容及び設計図書に基づき、使用材料、取付器具及び工法等について「阿賀野市給水条例」、「阿賀野市給水条例施行規則」、本指針に基づき調査した上、現場等の調査も踏まえて審査を行う。
- (2) 審査の結果、支障のないものは工事着手を承認する。なお、加入金、工事検査手数料等は申請時に納入するものとする。
- (3) 審査の結果、支障あると認めたときは不備事項を明記し、指定給水装置工事事業者に返送する。この場合、早急に不備事項を訂正又は必要事項を記載のうえ、再提出しなければならない。
- (4) 加入金、工事検査手数料の額については、「阿賀野市給水条例」のとおりとする。ただし、当条例により減免することがある。

3 工事検査（阿賀野市水道給水条例第8条）

工事検査は次に掲げるとおりに行う。

- (1) 工事検査は、給水装置工事主任技術者の立会で実施する。
 - ① 既設配水管から給水装置の分岐を行う場合。
 - ② 工事が竣工したとき
 - ③ 水圧テスト
 - ④ 水質検査
 - ⑤ その他工事の施工過程で管理者が必要と認めたとき。
(工事途中及び保管しなければならない工事記録の確認等)
- (2) 工事検査は、関係条例、規則、施工指針等に基づき工事が申込書の記載内容及び設計図書のとおり施工されているかを確認する。
 - ① 主任技術者は、給水装置工事において使用した材料が構造・材質基準に適合していることの確認をするとともに、適切な施工方法の指揮監督、関係法令等に定められた事項の遂行、完成図面の作成など必要な作業を終了させ、条例に定める検査を受けなければならない。
- (3) 指定給水装置工事事業者は工事竣工後速やかに竣工検査を受けなければならない。
 - ① あらかじめ水圧検査等の自主検査を十分に行い、給水装置工事竣工検査調書に必要事項を記載のうえ、管理者に提出し検査を受けるものとする。
 - ② 主任技術者は、申込者又は所有者等と日程調整を行った上で、必要に応じた工具、資料などを準備して現場立会をし管理者が行う検査が円滑に進められるようにする。
- (4) 竣工検査及びその他の検査において、不備があった場合、指定給水装置工事事業者は速やかにその原因を調査し、修復又はやり直しをしなければならない。
- (5) 竣工時の検査で竣工用給水装置台帳等の手直しの指示を受けたものは、翌日までに訂正し提出するものとする。

4 変更及び取消

(1) 工事の変更

工事着手後に工事に変更になった場合、速やかに申込者は管理者に連絡し、変更の手続きをとるものとする。この場合、次に掲げる各号に該当するものは当該の申込を取消し、新たに申し込む必要がある。

- ① メータ口径を変更する場合。
- ② 分岐する配水管を変更する場合。
- ③ 申込者及び施行業者が変更になった場合。
- ④ 建物の形態、使用形態が変更になった場合。
- ⑤ 利害関係人が変更になった場合。
- ⑥ その他管理者が必要と認めた場合。

なお、前記以外の軽微な変更については、審査のうえ、竣工届出の訂正とすることができる。

(2) 工事の取消

工事着手承認から6ヶ月を経過しても工事に着手しない場合は、その工事申込みは取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。なお、申込者の都合により工事を取り消す場合は、理由を付し届けを提出すること。

5 臨時使用給水装置工事

(1) 対象

臨時使用給水装置は工事その他一時的に水道を使用する者で、居住に必要な水の供給以外の用途で使用するための給水装置で、次の各号に該当するものとする。

- ① 各種工事に使用するもので、工事の完成と同時に撤去されるもの。(工事現場、仮事務所、仮店舗等及び祭礼等の仮展示場などで終了とともに撤去する。)
- ② その他管理者が必要と認めたもの。

(2) 工事範囲

臨時使用給水装置の工事範囲は、給水装置の設置から撤去までとし、臨時使用を終了したときは、速やかに撤去する。

(3) 加入金及び工事検査手数料

- ① 臨時使用を終了したときの撤去を条件として加入金を免除する。ただし、180日以内とする。(180日を超える場合、速やかに加入金を納入する。)
- ② 工事検査手数料は通常の申込みに合わせて徴収する。
- ③ 臨時使用を切り替えて引き続き専用給水装置として使用する場合は、前申込みを取り消し、新たに申込・竣工用給水装置台帳を提出するものとする。この場合は加入金、工事検査手数料を徴収する。

(4) 工事の申請

臨時使用給水装置の申込みをしようとする者は、あらかじめ管理者が指定する指定給水装置工事事業者の中から工事を施工させるものを選定し、工事の契約を行い、必要な書類を作成し提出しなければならない。

- ① 提出書類は通常の申込みにあつてゐる。

(5) 工事の設計審査及び検査等

臨時使用給水装置の申込みの設計審査及び検査等の処理は、通常の申込みにあつてゐる。